

山野学苑役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人山野学苑の理事及び監事（以下役員という。）並びに山野学苑総括、山野美容芸術短期大学副学長、法人事務局長、山野美容芸術短期大学事務局長、山野美容専門学校事務局長等、役員に準ずる者に対する報酬その他の事項を定める。

(報酬の決定)

第2条 役員等の報酬は、理事会決定とする。

(報酬の体系)

第3条 報酬の体系は、常勤・非常勤（兼務も含む）の二本建とする。

(報酬の決定基準)

第4条 役員等の報酬は、教職員給与の最高額を基準とし、別表のとおりとする。

(常勤役員の報酬)

第5条 前条に定めた常勤役員のうち総長、理事長、学苑長、学長及び校長の報酬比率は、次のとおりとする。ただし、教職員の最高額を1.0とする。

総長・理事長・学苑長 4.0前後

学長・校長 4.0以下

(非常勤・兼務役員の報酬)

第6条 非常勤・兼務役員の報酬は、無報酬とする。

2 顧問の報酬については、その都度、理事会の議を経て理事長が決定する。

(支給日・計算期間)

第7条 報酬の支給日・計算期間は、一般の教職員と同日とする。

2 理事長、学苑長、学長及び校長の役員が、月の途中で退任する場合には、日割り計算せず1ヶ月分を支給する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を得て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

平成12年4月1日から改定施行する。

附 則

平成13年4月1日から改定施行する。

附 則

平成25年4月1日から改定施行する。

附 則

平成29年5月1日から改定施行する。